

法規審査委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

法規審査委員会規程の一部を改正する訓令

法規審査委員会規程（昭和29年岩手県訓令第28号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第13条 委員会の庶務は、 <u>総務部総務室</u> において処理する。	第13条 委員会の庶務は、 <u>総務部法務学事課</u> において処理する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。